

移住・新婚・子育て 三世帯同居の世帯対象 「ひこねで暮らそう」 リフォーム事業

市内の施工業者（市内に本社がある法人・市内に住所がある個人）を利用して、住宅の改修などを行う場合に、その経費の一部を助成します（申込者多数の場合は、予算の範囲内で抽選）。

金額 助成対象工事経費の10%で、最高10万円（千円未満切捨て）

対象者 次の①～④のいずれかに該当している人

- ① **移住** 平成31年4月1日から交付申請日までに彦根市内に転入している
- ② **新婚** 平成31年4月1日以降に婚姻の届出をし、継続している
- ③ **子育て** 中学生以下の子どもが同居している
- ④ **三世帯同居** 親・子・孫などの三世帯以上が、同一の敷地内に居住している

対象工事 次の①～④を全て満たす工事

- ① 「増築、改築、修繕等の工事」「下水道工事」「外構工事」「防犯対策工事」「省エネ対策工事」のいずれか（新築工事および新築工事と併せて行う工事は対象外）

- ② 市内に本社がある法人または市内に住所がある個人の施工業者で行っている
- ③ 令和2年4月1日以降に着工し、令和3年3月31日までに完了している
- ④ 助成対象工事の経費が20万円以上（消費税込み）
※対象の工事について、本事業と併せて、他の補助（国・県や彦根市）を受ける場合、その補助金額は、助成対象経費から外します。

対象住宅 市内の住宅（マンションなどの集合住宅は自己所有部分のみ、店舗などの併用住宅は居住部分のみが対象。事務所や店舗、賃貸アパートなどは対象外）。

申 9月1日(火)～10月30日(金)の期間に、地域経済振興課・支所・各出張所にある事前申込書に記入し、直接窓口（郵送は不可。申込書は彦根市ホームページからダウンロードできます）。

※平成28～同30年度に「『住もうよ！ひこね』リフォーム事業」を利用した人、令和元年度に「『ひこねで暮らそう』リフォーム事業」を利用した人は申し込みできません。

※事前に必要書類をご確認ください。**必要書類が不足する場合は、申請を受け付けることができません。特に、工事前に工事箇所の詳細な写真を撮影しておいてください。**

※申請要件や必要書類など、詳しくは彦根市ホームページ（右のQRコード）をご確認ください。



問 地域経済振興課 ☎ 30-6119 FAX 24-9676

市立病院職員募集

<受験申込書などの配布場所、受験の申込、問い合わせ先>
市立病院事務局職員課（市立病院3階）
☎22-6050（内線3516、3517） FAX 26-0754

職種	人員	受験資格	受付・試験日・採用予定日
臨床検査技師	1人	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、臨床検査技師の免許を有する人（取得見込みを含む）	【受付】9月23日(水)まで（当日消印有効） 8:30～17:15（土・日曜日、祝日除く） 【試験日】10月4日(日) 【採用予定日】令和3年4月1日
事務職	2人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、200床以上の病院での施設管理事務の経験が5年以上（令和3年3月31日までの業務見込みを含む）の人	【受付】9月1日(火)～10月2日(金)（当日消印有効） 8:30～17:15（土・日曜日、祝日除く） 【試験日】10月18日(日) 【採用予定日】令和3年4月1日

※採用内定後に勤務できる人に関しては、相談の上採用を早める場合があります。

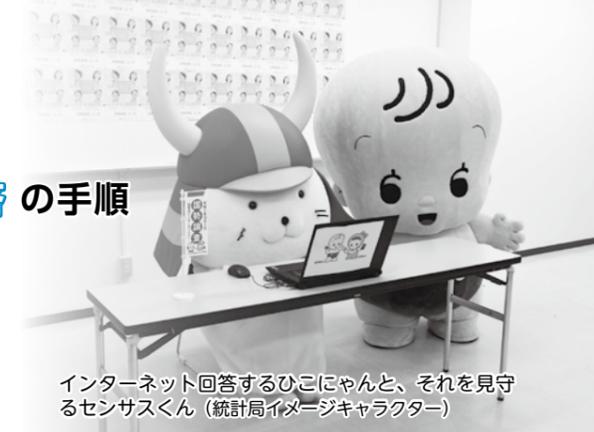
今年は国勢調査の年です

国勢調査2020 インターネット回答の手順

※調査の概要など、詳しくは24ページをご覧ください。

問 企画課 ☎ 30-6101 FAX 22-1398

- 1 **利用者情報を入力する** 9月中旬から各世帯に配布される「インターネット回答利用ガイド」に記載の、ID・アクセスキーを入力し、ログインします。
- 2 **回答データを入力する** 画面に表示される案内に沿って、10月1日休現在の状況を入力します。
- 3 **パスワードを入力する** 回答内容の再度確認や修正をする際に、必要なパスワードを設定します。
- 4 **回答データを送信する** 画面に表示されるアンケート回答にご協力ください。



インターネット回答するひこにゃんと、それを見守るセンサスくん（統計局イメージキャラクター）

9月14日(月)から回答できます！

※パソコンやスマートフォン、タブレット端末から回答可能です。
※所要時間は、単身世帯で10分程度、4人の世帯で20分程度です。
※詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。

令和3年 新成人のつどい実行委員募集

新成人のつどいの式典の司会進行、代表あいさつなどを行います。

<式典>

🕒 令和3年1月10日(日)
📍 ひこね市文化プラザ（野瀬町）

対 平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの今年度新成人になる人で、活動意欲があり、式典前日のリハーサルに参加できる人

定 10人程度

申込期間 9月1日(火)～同25日(金)

申 詳しくは彦根市ホームページ（右のQRコード）をご覧ください。



他 応募多数の場合は選考を行います。実行委員に決定した人には、10月上旬までに連絡します。
※式典は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて開催する予定です。今後の感染拡大状況により、開催を中止する場合は、彦根市ホームページなどでお知らせします。

問 生涯学習課 ☎ 24-7974 FAX 23-9190

屋外広告物クリーンキャンペーン

全国一斉に実施される「屋外広告物適正化旬間（9月1日(火)～同10日(水)）」に合わせて、市では、屋外広告物制度の普及啓発、違反広告物の簡易除却などを実施します。



● 屋外広告物とは

文字・イラスト・写真・シンボルマークなどを常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に対して表示するもの（看板類）です。

● 屋外広告物の許可を受ける

屋外広告物を表示・掲出する場合は、設置する地域や広告物の種類などによって、あらかじめ市へ許可申請が必要です。「彦根市屋外広告物条例の基準」や「彦根市景観計画」などを確認し、周辺地域の景観に調和するように計画しましょう。本来許可が必要な屋外広告物が許可を受けていない場合は、手続きを行ってください。

● 屋外広告物の設置が禁止されている物件

街路樹、消火栓、ガードレール、信号機、橋りょう、高架構造物、彫像、郵便ポスト、電話ボックス、道路標識、石垣など（電柱、街灯柱などには、貼り紙、貼り札、立看板、広告旗を設置できません）

● 屋外広告物の安全管理

看板が屋外に長年設置されて老朽化すると、落下や倒壊などの危険性が高まります。所有者・占有者が責任を持って、適正な管理に努めてください。

問 景観まちなみ課 ☎ 30-6148 FAX 24-8517